

家庭における交通安全教育 保護者用テキスト



 大阪府教育委員会

交通安全 まちがいさがし!

交通ルールやマナーを守っていないのは誰かな?
お子さんと一緒にさがしてみてください。



— 小学生(子ども)を交通事故から守るために—

登下校や外出時の留意事項

子どもを送り出す前の心かけ

あ わてさせない

- 持ち物は前夜のうちにそろえる習慣を
- 時間的な余裕を持って登校させること

い らいらしない

- 服装や履物は、明るい色で動きやすいものを(反射材を身に付けて子どもの存在を運転手などに知らせよう)

う るさくいわない

- 子どもが、道路や踏切の向こうにいるときは、呼びかけないこと

え がおで

- 道路や踏切のそばで、子どもを遊ばせないこと

お くりだしましょう



子どもの交通事故 ~4つの特徴~

「大阪の交通白書」より
(子ども=15歳以下でかつ中学生以下)

夕方に!

子どもが死傷した事故の約36%が、
午後4時から6時の間に発生しています。

自宅近くの!

子どもが死傷者の約53%が、
自宅から500m以内の場所で事故にあっています。

交差点等で!

子どもが死傷した事故の約67%が、
交差点やその周辺で発生しています。

**飛び出し等
ばかり!**

子どもの事故の多くは、飛び出しや車の前後の横断等
安全確認の不足を原因として発生しています。

— 自転車に乗るときの注意事項 —

乗る前

- 自転車の練習は公園や広場など安全な場所でしましょう。
- 自転車の安全点検をしましょう。《点検箇所を覚える合言葉「ハラブッタベサ」》
点検箇所: ハンドル、ライト、ブレーキ、タイヤ、ベル、サドル
- **ヘルメットをかぶりましょう!**

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

【道路交通法第63条の11】



乗っているとき

- 次の場合、自転車で歩道を通行することができます。【道路交通法第63条の4第1項】
 - **自転車歩道通行可の標識等がある場合**
 - 自転車を運転している人の年齢が **13歳未満又は70歳以上**の場合
 - **身体の不自由な人**が自転車を運転している場合
 - **車道を安全に通行できない場合**(道路工事をしているとき、駐車車輛や交通量が多いときなど)
- 歩道を通行する場合も**歩行者が優先**。ジグザグ運転や点字ブロック上の走行等他人に危害を及ぼす恐れのある運転は違反となります。**車道寄りを徐行**しましょう。
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
 - 特に、**視覚障がい者(白い杖を持った人)等が歩道を通行している場合は、自転車を降りて進路をあけること。また、むやみにベルを鳴らすこともやめましょう。**
- **横断歩道は歩行者のための場所**です。
 - 横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。
- 交差点など**見通しの悪い場所では、必ず止まってまわりの安全を確認**すること



乗った後

- 決められた安全な場所にとめること。(歩道等には絶対にとめないこと)

— 教えておきたい交通安全の知識 —

横断の仕方

【信号機がある場所】信号を守って横断すること！

- 信号が青でも、左右の車等がとまったのを確かめてから横断すること。
- 信号が変わりそうなときは、無理をしないで次の青信号を待つこと。

【信号機がない場所】道路がよく見渡せる場所で左右の安全を十分確認！

- 車等が近づいているときは通り過ぎるまで待つこと。
- 斜めに横断したり走って横断したりしないこと。

信号機の意味

【信号機の意味】

青……横断することができる。

飛び出しは危険！ まわりの安全を確かめてから横断すること。

黄……横断をはじめてはいけない。

赤……絶対に横断してはいけない。

【歩行者用信号機(人の形の記号のある信号機)の意味】

青の点滅……黄信号と同じ意味。横断をはじめてはいけない。

【音響信号(視覚障がい者用付加装置)の意味】

青になると音が鳴りはじめます。音の鳴りはじめから渡るように教えましょう。

踏切の渡り方

- 踏切の手前で必ず立ち止まって左右の安全を確かめること。
(一方からの列車が通り過ぎても、すぐ反対方向から別の列車が来る場合があります)
- 遮断機が降りはじめたら絶対に踏切に入らないこと。
- 警報機や遮断機が作動していないときでも、安全を確認して渡ること。

自動車の乗り降り

- 前後の安全を確かめた上で、左側から乗り降りすること。
- 乗る前や降りた後、自動車のすぐ前やすぐ後ろを横切らないこと。
- 自動車やバス(路線バスを除く)に乗るときは、後部座席でも必ずシートベルトを締めること。

自動車の特性

【死角】

- 自動車には、運転席から見えない範囲(死角)があるということ。

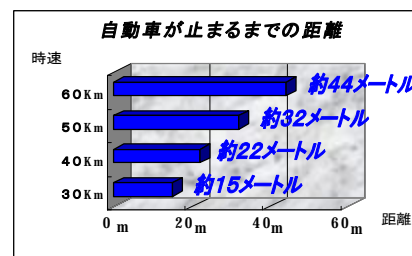
【内輪差と巻き込み事故】

- 自動車が曲がる時、前輪より後輪が内側を通るということ。(内輪差)
- 曲がる方向の内側(例えば、左折車の左側)にいますと巻き込まれる危険性があることを教えましょう。

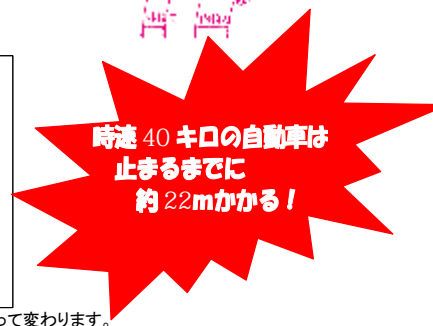


【制動距離】

- 自動車は、急には止まれないこと。



車が止まるまでの距離は、路面の状態によって変わります。



交通安全 まちがいさがし!



大阪府内で発生した交通事故による、小学生の死傷者数は、昨年一年間で1,501人を数えました。また、このうち、低学年にあたる6歳から9歳の死傷者数は、6割を超えています。

子どもの交通事故を抑止するためには、道路の環境や運転手側の課題など、さまざまな外的要因の対策とともに、子どもたち自身が日常生活の中で自ら危険を予測し、安全を確認しながら行動する力を培うことが大切です。

大阪府教育委員会では、学校における交通安全教育はもとより、家庭においても子どもたちとともに交通ルールやマナーなどについて考え、実践していただくことが重要であると考えています。

この冊子を家庭における交通安全教育に活用いただくことが、子どもたちを交通事故から守ることにつながり、痛ましい事故が1件でも減ることを心から願っています。

大阪府教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課長 植山 勝秀

参考となるホームページ

警察庁 <http://www.npa.go.jp/>

大阪府警察 <http://www.police.pref.osaka.jp/>

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 <http://www.jatras.or.jp/>

一般財団法人 大阪府交通安全協会 <http://www.osaka-ankyo.jp/>

大阪府交通対策協議会 <http://www.pref.osaka.jp/dorokankyo/anzen/>